

駐 車 監 視 員 活 動 ガ イ ド ラ イ ン

令和7年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重	◎ 最重点路線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
点	市道129号線	梅ヶ坪交差点～ＪＲ春日井駅
	県道内津勝川線	柏井町１丁目５０番地先交差点～勝川４丁目交差点
路	○ 重点路線	
	路 線 (区 間)	重点時間帯
線	国道19号	春日井市内全線
	国道155号	春日井市内全線
	県道高蔵寺小牧線	高蔵寺北交差点～坂下町６南交差点
	市道137号線	坂下町４交差点～岩成台南交差点
	県道内津勝川線	坂下小学校前交差点～柏井町１丁目５０番地先交差点
	県道春日井一宮線	新興橋～八事南交差点
	県道下半田川春日井線	新東谷橋北交差点～神領町交差点
	主要地方道春日井長久手線	守山区境～中央通２交差点
	県道神領停車場線	ＪＲ神領駅～神領町交差点
	市道166号線	金ヶ口町交差点～神領駅北交差点
	県道神屋味美線	小牧市境～惣中町３丁目
	市道3860号線	大手橋西交差点～総合体育館前交差点
	市道122号線	惣中町３丁目～南方、国道３０２号線まで
	市道118号線	朝宮橋北交差点～松山小学校南交差点
	市道130号線	六軒屋町交差点～東野町２交差点

重点地域	◎ 最重点地域		
	地 域 (町 名)	重点時間帯	
	ＪＲ春日井駅周辺地区	・中央通１丁目、２丁目 ・乙輪町１丁目、２丁目、３丁目 ・上条町１丁目～６丁目 ・割塚町 ・弥生町１丁目、２丁目 ・八事町１丁目～３丁目 ・篠木町１丁目～５丁目(県道内津勝川線以南) ・貴船町 ・ことぶき町 ・菅大臣町 ・小木田町(ＪＲ中央線以北) ・林島町２丁目～４丁目 ・林島町・瑞穂通１丁目～８丁目 ・関田町１丁目～３丁目 ・鳥居松町７丁目、８丁目	8時～22時
	勝川地区	・勝川町６丁目～９丁目 ・旭町１丁目 ・八光町１丁目 ・松新町１丁目～６丁目 ・小野町１丁目～６丁目 ・柏井町１丁目～５丁目 柏井町６丁目、７丁目 ・角崎町 ・杵ヶ島町 ・篠田町 ・大和通１丁目、２丁目 ・若草通１丁目、２丁目(一部)	8時～22時
	○ 重点地域		
	地 域 (町 名)	重点時間帯	
	勝川地区	・中切町１～３丁目・下条町・下条町１～３丁目	9時～22時
	鳥居松地区	・鳥居松町１丁目～６丁目 ・春見町 ・月見町	9時～22時
	高蔵寺地区	・高蔵寺町１丁目～４丁目 ・高蔵寺町北１丁目～４丁目 ・気噴町１丁目～５丁目 ・気噴町北１丁目、２丁目 ・白山町１丁目～８丁目 ・高座台１丁目～４丁目	9時～22時
	中央台地区	・中央台１丁目～８丁目	9時～22時
岩成台地区	・岩成台１丁目～10丁目	9時～22時	
藤山台地区	・藤山台１丁目～10丁目	9時～22時	

愛 知 県 春 日 井 警 察 署